

## 一般財団法人総合科学研究機構中性子科学センター研究生規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般財団法人総合科学研究機構(以下「本機構」という。)中性子科学センター(以下「本センター」という。)が、大学又は大学院生等を研究生として受け入れ、本センターが実施する研究開発の推進に資するとともに、研究生の中性子科学に関する知識及び技術の習得を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本センターにおける研究生の取り扱いについては、本規程の定めるところによる。

### (受入対象者)

第3条 研究生としての受け入れ対象者は、大学又は大学院生、若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

### (受入依頼)

第4条 研究生の受け入れを本センターに希望する大学等は、中性子科学センター長(以下「センター長」という。)に、所定の研究生受入依頼書を提出するものとする。

### (受入許可)

第5条 センター長は、研究生の研究又は研修計画の妥当性等を判断し、受け入れを許可するものとする。

2 センター長は、研究生が研究又は研修を行う上で必要な助言及び指導を行う者(以下「研究指導者」という。)を指名するものとする。

### (受入期間)

第6条 研究生の受入期間は1年以内とし、更新することができる。

### (遵守事項)

第7条 研究生は、職員が遵守すべき本機構の規程等に従わなければならない。

2 研究生は、第5条第2項で指名された研究指導者の下で、研究又は研修を行うものとする。

3 研究生は、研究又は研修の終了時には、研究又は研修の成果をまとめた報告書を提出するものとする。

### (費用負担)

第8条 本センターは、必要と認められる場合には研究生の研究又は研修に係る費用を負担する

ことができる。

(証明書)

第9条 研究生が研究又は研修の実施について証明を願い出たときは、証明書を交付することができる。

(受入中止)

第10条 本規程に違反した者、研究生の本分に反する行為のあった者又は疾病その他の事由により研究の見込みがない者に対しては、センター長が研究生の受け入れを中止することができる。

(災害補償)

第11条 研究生の受け入れを本センターに希望する大学等は、学生を学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険又は学研災付帯賠償責任保険に加入させなければならない。

(受入事務)

第12条 研究生の受入事務は、本センターの事務部が行う。

(雑則)

第13条 本規程の実施に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成28年8月5日から施行する。